

改正後	改正前
<p>P1</p> <p>本県では、<u>令和2年3月</u>に策定した埼玉県地球温暖化対策実行計画（<u>第2期</u>）において、<u>2030年度</u>における埼玉県の温室効果ガス排出量を<u>2013年度比26%</u>削減するという目標を掲げている。</p> <p><u>また</u>、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」（平成21年埼玉県条例第9号。以下「条例」という。）に基づき、温室効果ガスを多量に排出する事業者に対して、「地球温暖化対策計画・実施状況報告書」等の作成・提出を義務付けている。</p> <p><u>さらに</u>、大規模な事業所における温室効果ガスの削減を進めるため、平成23年度から目標設定型排出量取引制度（以下「本制度」という。）を導入し、東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」と連携しながら運用を進めている。</p>	<p>P1</p> <p>本県では、平成21年2月に策定し、平成27年3月に改訂した埼玉県地球温暖化対策実行計画（「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」）において、2020年における埼玉県の温室効果ガス排出量（需要側）を2005年比21%削減するという目標を掲げている。事業活動に伴う温室効果ガス排出量は県全体の約50%を占めており、産業・業務部門の効果的な削減対策の実施が重要である。</p> <p>このため、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」（平成21年埼玉県条例第9号。以下「条例」という。）に基づき、温室効果ガスを多量に排出する事業者に対して、「地球温暖化対策計画・実施状況報告書」等の作成・提出を義務付けている。また、大規模な事業所における温室効果ガスの削減を進めるため、平成23年度から目標設定型排出量取引制度（以下「本制度」という。）を導入し、東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」と連携しながら運用を進めている。</p>
<p>P3</p> <p>※ RPS 法は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。<u>以下「FIT法」という。</u>）附則第12条の規定により、当分の間、なお効力を有するものとされている。</p>	<p>P3</p> <p>※ RPS 法は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第12条の規定により、当分の間、なお効力を有するものとされている。</p>
<p>P5</p> <p><u>また</u>、1の項で説明した利用形態ごとの認証電力量の算定方法を次に示す。なお、電力量に関する用語は表1のとおり定義する。</p>	<p>P5</p> <p>1の項で説明した利用形態ごとの認証電力量の算定方法を次に示す。なお、電力量に関する用語は表1のとおり定義する。</p>
<p>P7</p> <p>4 環境価値換算量の算定</p> <p><u>（1）第1削減計画期間、第2削減計画期間の発電量に関する環境価値換算量の算定</u></p> <p>再エネクレジット（環境価値換算量）への算定方法は次のとおりとする。</p> <p>なお、換算係数は、目標設定ガス排出量の算定</p>	<p>P7</p> <p>4 環境価値換算量の算定</p> <p>再エネクレジット（環境価値換算量）への算定方法は次のとおりとする。</p> <p>なお、換算係数は、目標設定ガス排出量の算定における電気の換算係数と同じ値とし、表2に掲げる値とする。</p>

における電気の換算係数と同じ値とし、表2に掲げる値とする。

この数値は、原則として削減計画期間の間、固定される。また、再エネクレジットの量は、再生可能エネルギーの種類ごとに倍率が異なる。詳細はア及びイを参照すること。

(中略)

ア 再エネクレジットの量が1.5倍に算定されるもの

イ 再エネクレジットの量が1.0倍に算定されるもの

P7

**(2) 第3削減計画期間の発電量に関する環境価値換算量の算定**

再エネクレジット(環境価値換算量)への算定方法は、第1削減計画期間及び第2削減計画期間と同様である。なお、換算係数は、目標設定ガス排出量の算定における電気の換算係数と同じ値(表2に掲げる値)とする。この数値は、原則として第3削減計画期間の間、固定される。また、再エネクレジットの量は、再生可能エネルギーの種類によらず、電力量をCO<sub>2</sub>換算した量の1.0倍分を算定する。

P8

表2 電力量の換算係数

	換算係数
第1削減計画期間の発電電力量	0.386 [t-CO <sub>2</sub> /千kWh]
第2、3削減発電電力量	0.495 [t-CO <sub>2</sub> /千kWh]

P9

第1、第2削減計画期間に対象事業所で自家消費を行う場合において、再エネクレジットの量が1.5倍に換算される再生可能エネルギーの種類(太陽光発電等及び特定小水力発電)の場合にあつては、事業者は、次のウからオまでのいずれかを選択できる。

この数値は、原則として削減計画期間の間、固定される。

また、再エネクレジットの量は、再生可能エネルギーの種類ごとに倍率が異なる。

詳細は(1)及び(2)を参照すること。

(中略)

(1) 再エネクレジットの量が1.5倍に算定されるもの

(2) 再エネクレジットの量が1.0倍に算定されるもの

P7

(新規)

P7

表2 電力量の換算係数

	換算係数
第1計画期間の発電電力量	0.386 [t-CO <sub>2</sub> /千kWh]
第2計画期間の発電電力量	0.495 [t-CO <sub>2</sub> /千kWh]

P9

ここで、再エネクレジットの量が1.5倍に換算される再生可能エネルギーの種類の場合(太陽光発電等及び特定小水力発電)にあつては、事業者は、次のウからオまでのいずれかを選択できる。

<p>P9 <u>(第3削減計画期間について)</u> <u>第3削減計画期間では、再エネクレジットの量が再生可能エネルギーの種類に関わらず1.0倍換算となるため、事業者は上記(2)ア又はイを選択できるが、ウ、エ及びオを選択することはできない。</u></p> <p>P11 図1 環境価値換算量における再エネクレジット発行までのフロー</p> <p>P17 JIS Z 7302:1999「廃棄物固形化燃料－発熱量試験方法」</p> <p>P22 <u>一般送配電事業者</u></p> <p>P23 埼玉県から発行された再エネクレジットを利用できる期間は、目標設定ガスの削減に寄与した年度（電力量認証をうけた電力の発電時期）に応じて異なり、<u>各削減計画期間における発電量は、当該発電時期の属する削減計画期間及びその翌削減計画期間の目標達成に利用することができる（充当手続は、各削減計画期間の整理期間（削減計画期間終了年度の翌々年度の9月末）終了時まで可能）。</u></p> <p>P24 <u>平成20年度から平成22年度までに発行した使用目的（用途）が明確になっていない当該証書の場合、第2削減計画期間以降の目標達成には利用</u></p>	<p>P9 (新規)</p> <p>P10 図2 環境価値換算量における再エネクレジット発行までのフロー</p> <p>P17 JIS Z 7302-2:1999「廃棄物固形化燃料－発熱量試験方法」</p> <p>P22 一般電気事業者</p> <p>P23 埼玉県から発行された再エネクレジットを利用できる期間は、目標設定ガスの削減に寄与した年度（電力量認証をうけた電力の発電時期）に応じて異なる。 具体的には、次のとおりとなる。 ・ 第1計画期間（平成23～26（2011～2014）年度）までの発電量 第1計画期間及び第2計画期間（平成27～31（2015～2019）年度）の目標達成に利用可能（充当手続は、整理期間終了時（平成33（2021）年9月末日）まで可能） ・ 第2計画期間（平成27～31（2015～2019）年度）までの発電量 第2計画期間及び第3計画期間（平成32～36（2020～2024）年度）の目標達成に利用可能（充当手続は、整理期間終了時（平成38（2026）年9月末日）まで可能）</p> <p>P24 なお、平成20年度から平成22年度に発行されたグリーン電力証書であって、使用目的（用途）が本制度へ利用することが明確ではない、又は確</p>
--	--

できない。

P24、26、27

$\alpha$  : 再生可能エネルギーの種類ごとに定める倍率  
(表 7)。

P25

表 6 電力量の換算係数

	換算係数	
平成 29 年度のバンキング 増量 <sup>※2</sup> 前の発行申請 <sup>※1</sup>	0.386	[t-CO <sub>2</sub> / 千 kWh]
平成 29 年度のバンキング 増量 <sup>※2</sup> 以降の発行申請 <sup>※1</sup>	0.495	[t-CO <sub>2</sub> / 千 kWh]

※1 振替可能削減量等発行等申請

※2 第 2 削減計画期間の排出係数の変更に伴うバンキングされたクレジット等の増量  
(平成 29 年度実施)

P25

表 7 再生可能エネルギーの種類ごとに定める  
倍率

第 1、第 2 削減 計画期間の発 電電力量	太陽光発電等及び特定小水 力発電による発電 $\alpha = 1.5$ 特定バイオマスによる発電 $\alpha = 1.0$
第 3 削減計画 期間の発電電 力量	再生可能エネルギーの種類 によらず、 $\alpha = 1.0$

P26

なお、換算係数は、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定ガイドラインにおける、他人から供給された熱（産業用蒸気を除く蒸気・温水・冷水）の換算係数である、表 8 の数値 (0.057t-CO<sub>2</sub>/GJ) を採用する（第 1、第 2 及び第 3 削減計画期間共通）。

認できない場合であっても、本制度対象事業所への利用として CSR レポート等、客観性があるもので、対外的に文書等で報告を行ったグリーン電力証書であれば、本制度に使用できる。

P24、26、28

$\alpha$  : 再生可能エネルギーの種類ごとに定める倍率。

P24

表 6 発電量の換算係数

	換算係数	
平成 29 年度のバンキング 増量前の発行申請 <sup>※</sup>	0.386	[t-CO <sub>2</sub> / 千 kWh]
平成 29 年度のバンキング 増量以降の発行申請 <sup>※</sup>	0.495	[t-CO <sub>2</sub> / 千 kWh]

※ 振替可能削減量等発行等申請

P24

(新規)

P26

なお、換算係数は、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定ガイドラインにおける、他人から供給された熱（産業用蒸気を除く蒸気・温水・冷水）の換算係数である、表 7 の数値 (0.057t-CO<sub>2</sub>/GJ) を採用する（第 1 計画期間、第 2 計画期間共通）。

P26

表 8 熱量の換算係数

換算係数	
熱量	0.057 [t-CO <sub>2</sub> /GJ]

太陽熱は、エネルギーの起源が太陽に由来する点は太陽光発電と共通している。

このため、太陽光発電と同様に再エネクレジットの発行の際に、第1、第2削減計画期間の発熱は1.5倍、第3削減計画期間の発熱は1.0倍の算定を行う。

P27

FIT法

P28

図 2 その他削減量における再エネクレジット発行までのフロー

P30、31、33

<その他必要書類>

P34～35

他制度の基準に基づき認定された設備の認定効果は、他制度において認定設備の廃止等が確定されていない限り、特に期限の定めなく有効となる。

また、「電力量認証」及び発行された再エネクレジット(その他削減量)の有効期間については、原則、各削減計画期間における発電量は、当該発電時期の属する削減計画期間及びその翌削減計画期間の目標達成に利用することができる。なお、クレジットの種類ごとに有効期限のとりえ方が異なるため、詳細はそれぞれの項を参照すること。

(1) グリーン電力証書に係る発行される再エネクレジットの有効期限

ア 第2削減計画期間(令和2年3月末日)以前に発行<sup>\*1</sup>されたグリーン電力証書第X削減計画期間に発電した電力量を

P26

表 7 熱量の換算係数

換算係数	
熱量	0.057 [t-CO <sub>2</sub> /GJ]

太陽熱は、エネルギーの起源が太陽に由来する点は太陽光発電と共通している。

このため、太陽光発電と同様に再エネクレジットの発行の際に、1.5倍の算定を行う。

P27

電気事業法による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)

P29

図 3 その他削減量における再エネクレジット発行までのフロー

P31、32、34

<添付書類>

P35～36

他制度の基準に基づき認定された設備の認定効果は、他制度において認定設備の廃止等が確定されていない限り、特に期限の定めなく有効となる。

「電力量認証」及び発行された再エネクレジット(その他削減量)の有効期間については、原則、次のとおりとなるが、クレジットの種類ごとに有効期限のとりえ方が異なるため、詳細はそれぞれの項を参照すること。

・ 第1計画期間(平成23～26(2011～2014)年度)までの発電量

第1計画期間及び第2計画期間(平成27～31(2015～2019)年度)の目標達成に利用可能(充当手続は、整理期間終了時(平成33(2021)年9月末日)まで可能)

・ 第2計画期間(平成27～31(2015～2019)年度)までの発電量

認証した証書又は第X削減計画期間にグリーンエネルギー認証機関により発行された証書は、第X削減計画期間及び第X+1削減計画期間の目標達成に利用可能な再エネクレジットとして発行できる。\*<sup>2、3</sup>

イ 第3削減計画期間（令和2年4月1日）以降に発行<sup>\*1</sup>されたグリーン電力証書

発電期間の末日が第X削減計画期間に属する証書は、第X削減計画期間及び第X+1削減計画期間の目標達成に利用可能な再エネクレジットとして発行できる。\*<sup>2、3</sup>

※1 「発行」の日は、原則として「グリーンエネルギー認証機関に届け出た発行日」を指す。

※2 ただし、平成20年3月末日以前に発電されたものは、平成27年度からの削減計画期間（第2削減計画期間）以降の目標達成には利用できない。

※3 再エネクレジットの有効期限は第X+1削減計画期間の整理期間終了時まで

**【各削減計画期間に有効なグリーン電力証書】**

第1削減計画期間に利用可能

① 平成20年4月以降に発行された証書（平成20年3月末日以前の発電分含む。）

② 平成20年4月以降に発電された電力に由来する証書（平成20年3月末日以前に発電されたものは、平成27年度からの削減計画期間（第2削減計画期間）以降には目標達成には利用できない。）

第2削減計画期間に利用可能

① 平成23年4月以降に発行された証書（平成20年3月末日以前の発電分を除く。）

② 平成23年4月以降に発

第2計画期間及び第3計画期間（平成32～36（2020～2024）年度）の目標達成に利用可能（充当手続は、整理期間終了時（平成38（2026）年9月末日）まで可能）

**（1）再エネクレジットの発行対象となるグリーン電力証書の発行期間**

再エネクレジットに変換して、当該削減計画期間に充当できるグリーン電力証書は、次のどちらかに該当するものとする。

ここで、グリーン電力証書の「発行日」とは、原則として「グリーンエネルギー認証機関に届け出た発行日」のことを指す。

ア 直前の削減計画期間以降の日が発行日となっているグリーン電力証書（直前の削減計画期間の開始以前に発電したものを含む。）

イ 直前の削減計画期間以降に発電された電力に由来するグリーン電力証書

平成23年度から始まる削減計画期間（第1計画期間）に再エネクレジットに変換して充当できるグリーン電力証書は、平成20年4月以降に発行されたもの（平成20年3月末日以前に発電したものを含む。）又は平成20年4月以降に発電された電力に由来するものの、どちらかに該当するものとする。

ただし、平成20年3月末日以前に発電された電力に由来するものは、平成27年度から始まる削減計画期間（第2計画期間）以降には充当できない。

**（2）再エネクレジットの対象となるグリーン熱証書の発行期間**

再エネクレジットに変換して、当該削減計画期間に充当できるグリーン熱証書の発行期間は、グリーン電力証書の場合と同様である。

（1）再エネクレジットの発行対象となるグリーン電力証書の発行期間の「グリーン電力証書」を「グリーン熱証書」に、「発電」を「発熱」に読みかえること。

<p><u>第3削減計画期間に利用可能</u></p>	<p><u>電された電力に由来する証書</u></p> <p>① <u>平成27年4月以降に発行された証書（平成20年3月末以前の発電分を除く。）</u></p> <p>② <u>平成27年4月以降に電された電力に由来する証書 ※令和2年4月以降に発行された証書については、平成27年4月以降に発電したものに限る。</u></p>	<p><b>（3）再エネクレジットの対象となる新エネルギー等電気相当量の発行期間</b></p> <p>再エネクレジットに変換して、当該削減計画期間に充当できる新エネルギー等電気相当量は、直前の削減計画期間から当該削減計画期間までの間に、発電又は発行されたものとする。</p> <p>ここでいう発行とはRPS室に提出した新エネルギー等電気相当量の記録届出書が受理されることを指す。</p> <p>平成23年度から始まる削減計画期間に充当できるものは、平成20年4月以降に発電又は発行されたもののどちらかとする。</p>
<p><b>（2）<u>グリーン熱証書に係る発行される再エネクレジットの有効期限</u></b></p> <p><u>グリーン電力証書の場合と同様である。上記（1）グリーン電力証書に係る発行される再エネクレジットの有効期限の「グリーン電力証書」を「グリーン熱証書」に、「発電」を「発熱」に、「電力」を「熱」に読み替えること。</u></p> <p><b>（3）<u>RPS法の新エネルギー等電気相当量に係る発行される再エネクレジットの有効期限</u></b></p> <p><u>再エネクレジットに変換して、当該削減計画期間に義務充当できる新エネルギー等電気相当量は、グリーン電力証書の場合と同様とする。上記（1）グリーン電力証書に係る発行される再エネクレジットの有効期限の「グリーン電力証書」を「新エネルギー等電気相当量」に読み替えること。</u>ここでいう発行とはRPS室に提出した新エネルギー等電気相当量の記録届出書が受理されることを指す。</p> <p>平成23年度から始まる削減計画期間に充当できるものは、平成20年4月以降に発電又は発行されたもののどちらかとする。</p>		